

質疑・回答書

告示番号	第560号	件 名	豊中市共同利用施設モバイルルータの賃貸借及び通信回線の使用契約
No	質疑事項		回 答
1	仕様書5.⑥各種ドキュメントの納品に係る費用について、ドキュメントとは設定マニュアルという認識でよろしいでしょうか。		設定マニュアルや取扱説明書などの各種マニュアル等の資料を想定しています。
2	商品は直送および軒先渡しでもよろしいでしょうか。動作確認については、出荷前の設定作業時にさせていただきます。		機器一式の設置とありますが、各施設への配送等による納品を可とします。
3	仕様書5.④設置料について、電源工事などの工事費用は本調達に含まれない認識でよろしいでしょうか。		ご質問にある認識でお願いします。
4	10.その他①障害発生時の対応方法について、納品時ご案内する問い合わせ窓口へお客様にてお電話いただくかたちでもよろしいでしょうか。また、症状をお伺いした結果郵送での端末交換をすることになった場合、端末の郵送処理のご対応をいただくことは可能でしょうか。		ご質問の対応で可とします。ただし、運搬に係る費用は受注者が負担するものとします。
5	言葉の定義について質問です。モバイルルーターを設置とございますが、こちらは納品を指しますでしょうか。		機器一式の設置とありますが、各施設への配送等による納品を可とします。
6	仕様書に「各種ドキュメントの納品に係る費用」とございますがこちらの各種ドキュメントとはどういった内容を想定されていますでしょうか。		設定マニュアルや取扱説明書などの各種マニュアル等の資料を想定しています。
7	入札書の金額についてですが、34台の機種種の合計金額を記載するイメージでしょうか。また、解約金に関しましてはどのように記載すればよろしいでしょうか。		【令和6年11月29日差替】 入札書の金額は、現場説明書備考欄に記載のとおり、34台分の諸費用（初期費用等）を含む月額（税抜）を記載することとします。 また、契約満了時の解約金については、契約金額に含めることとします。中途解約については、契約書第20条のとおり、受注者が既に履行した部分について、発注者から代金を支払うこととし、それ以降の支払いは行わないものとしますが、発注者原因による解約金については、契約締結前に両者で協議し、平均的な損害額を超えない範囲でその金額を決定することとします。

豊中市都市活力部空港課

TEL 06-6858-2111

FAX 06-4865-2058

E-mail kuukou@city.toyonaka.osaka.jp